平成２１年（フ）第１７２号
富山市呉羽富田町21番地の２
破産者　株式会社ミナミ建興
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５５号
福井市西開発４丁目222番地２、221番地２、登記簿上の住所福井市高木中央１丁目2807番地
破産者　株式会社ピーアールデザイン
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４６２号
福井県坂井市春江町江留上昭和３番地15
破産者　西甚産業株式会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
福井市北今泉町第６号４番地の１
破産者　高村繊維株式会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９２９２号
堺市北区金岡町2335番地２
破産者　有限会社豊友サービス
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９３号
神戸市西区岩岡町岩岡2193番地の１
破産者　有限会社アカシ
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
島根県益田市昭和町15番33号
破産者　有限会社伊藤組
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第８１号
香川県高松市室町1919番地１
破産者　マコーズアンドアソシエイツ株式会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７４号
相模原市緑区長竹1576番地６
破産者　平田　武夫
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６２６号
新潟県五泉市中川新3321番地の１
破産者　泉　りつ子
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０５号
愛媛県今治市常盤町８丁目１番36号　玉井ハイツ210号、旧住所愛媛県今治市横田町１丁目７番28号
破産者　渡邊　清吾
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２２０号
青森県弘前市大字松森町75番地１
破産者　石岡久美子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１２５号
山形県東田川郡庄内町堀野字下堀野23番地
破産者　佐藤　義春
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１２７号
山形県酒田市若宮町２丁目11番６号、前住所山形県酒田市宮野浦３丁目９番64号
破産者　小関　正志
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２７２号
福島市郷野目字宝来町59―３　メゾンレーヴごうのめ203号室、従前の住所福島市南向台２丁目24番地の12
破産者　藤田　一郎
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第９２２号
さいたま市西区大字指扇116番地１、旧住所さいたま市西区三橋５丁目1882番地１
破産者　伊勢田礼子
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２３号
さいたま市西区指扇116―１、住民票上の住所青森県下北郡東通村大字白糠字下馬坂８番地１
破産者　伊勢田大武
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９７４号
埼玉県北本市栄７番地１―３―401、旧住所埼玉県上尾市緑丘１丁目４番25号　コーポグリーンヒル102
破産者　山本　　斉
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２３号
埼玉県志木市下宗岡２丁目８番７―306号
破産者　西村　　巧
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
埼玉県川口市並木２丁目24番２号
破産者　遠原　幸弘
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係